

低入札価格調査判断基準

和木町低入札価格調査実施要領の10に基づく判断基準を次のとおり定める。

1 基本的判断基準

- (1) 調査に協力的であること。
- (2) 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
- (3) 工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- (4) その他提出された資料等に明らかな不備がないこと。

2 数値的判断基準

(1) 工事費内訳書の審査基準

- ① 数量は仕様書に計上した設計数量（参考数量）を満足していること。
- ② 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。
- ③ 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。
- ④ 直接経費（直接工事費＋共通仮設費）は設計金額の80%以上であること。
- ⑤ 各工種金額（中項目（レベル2））は設計金額の50%以上であること。
- ⑥ 共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。
- ⑦ 共通仮設費率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の50%以上であること。
- ⑧ 管理費（現場管理費＋一般管理費）は設計金額の45%以上であること。
- ⑨ 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目（レベル2）以上で、値引き等による調整、違算がないこと。

なお、「中項目」は、営繕系工事については、「科目」と読み替える。

(2) 判断基準額

判断基準額は、調査基準価格×0.98（小数点以下切捨）とし、入札価格がこの額以上であること。

3 落札・不落札の判断

1 及び 2 を総合的に勘案して、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か」を判断し、最終的に落札・不落札を決定する。

ただし、土木系工事のうち土木系機械設備工事と土木系電気設備工事のもの、及び営繕系工事のうち営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事で直接工事費に占める機器単体費※の割合が 30%以上のものについては、当分の間、2(1)のうち⑤から⑦まで及び2(2)は適用しない。

土木系、営繕系を問わず、解体工事については、当分の間、2(1)のうち④から⑧まで及び2(2)は適用しない。

※ 機器単体費とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないうもの」を調達する費用をいう。

附 則

この基準は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年10月1日以降指名通知するものから適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日以降指名通知するものから適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日以降指名通知するものから適用する。

附 則

この基準は、令和3年9月15日以降指名通知するものから適用する。